

平成26年度第1回 岐阜県青少年育成審議会 議事録

日 時	平成26年6月17日（火） 13:30～15:30
場 所	岐阜県庁 議会西棟3階 第1会議室
出席者	<p><委員> 14名（欠席委員6名） 岩田委員、足立委員、岡田委員、川田委員、玉腰委員、原委員、村瀬委員、 山本委員、水野委員、林委員、渡邊委員、淺野（隆）委員、磯谷委員、臼井委員、</p> <p><県> 6名 宗宮環境生活部長、青木私学振興・青少年課長 中嶋少年課長（県警本部） 臼田私学振興・青少年課総括管理監、今井学校支援課課長補佐 私学振興・青少年課職員3名</p>

会議の概要	
1	開会
2	環境生活部長あいさつ
3	審議事項
(1)	有害図書類の指定について 有害図書類についての諮問があり、適当と認められたため、知事に答申することとした。
4	条例等の規定に基づく報告事項
(1)	有害興行の緊急指定について
(2)	有害図書類の指定について（第2部会報告） 資料に基づき、報告された。
5	その他報告事項
(1)	岐阜県青少年健全育成条例の一部改正について
(2)	困難を有する子ども・若者の支援について
(3)	第2次青少年健全育成計画の進捗状況について
(1) (2) (3)	について、資料に基づき、事務局から説明された。
6	意見交換
7	閉会

議事の概要		
進行次第	発言者	発言
意見交換	岩田会長	今回の岐阜県青少年健全育成条例の一部改正は、「第4章 インターネット利用環境の整備」と「第7章 雑則」が主な改正点である。改正の趣旨は、事務局の説明のとおり青少年が有害情報を閲覧する危険性、また犯罪被害に巻き込まれる危険性を阻止することであり、取り組みを今後期待したいところであるが、委員の皆様のご意見があれば伺いたい。
	林委員	携帯電話、スマートフォンについてフィルタリング規制を実施するようだが、パソコンについての適用はどうか。
	事務局	今回の規制は、関係法令「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき行うもの。パソコン・ゲーム機など携帯電話以外のものについては、青少年個人のパーソナル性が低いということで、フィルタリングサービスの提供義務はなく、同法第18条の規定により、インターネット接続役務提供事業者は、提供を受ける者から求められた場合に限り、フィルタリングサービスを提供することになっている。よって、今回の改正対象は携帯電話のみである。
	林委員	インターネットカフェ等で青少年が有害情報を閲覧する可能性があるが、規制はかけられないのか。
	事務局	公衆施設については、立入調査を実施し、青少年が利用するパソコンにはフィルタリングを導入するよう依頼を行っている。
	岩田会長	条例の改正には趣旨を活かすような地道な取り組みが必要で、法により一概に規制することはとても難しい。今後は、趣旨を活かす取組が各方面で行われることを期待する。
	岩田会長	現在の「第2次青少年健全育成計画」は、平成27年度末をもって終了。続いて第3次計画を立案することが課題としてある。その為にも委員の皆様には、青少年健全育成計画についてご意見をいただきたい。
	臼井委員	先ほど青少年健全育成条例の改正の話の中で、パソコンは適用外との説明があったが、タブレットについての適用はどうなるのか。
	事務局	タブレットはスマートフォンよりパソコンに近い扱いとなり、パソコン同様「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第18条が適用され、今回の条例改正の適用外となる。
	臼井委員	タブレットをスマートフォン、パソコンのどちらかと判断するのは難しいところであるが、青少年の利用もあるところなので、今後、考慮が必要。
	事務局	実態として、携帯電話、パソコン、タブレットの区分けがあまり無い状況であり、他の都道府県でも同様の悩みを抱えている。青少年の健全育成を第一に考え、法整備等について意見を国にあげ、改善を求めていきたい。

	白井委員	<p>子どもの虐待に関し、悲惨なニュースが飛び交っている。本日、虐待があった場合の対処については話があったが、能動的な対処を行う仕組みが必要である。</p> <p>ネットワークが発達した昨今、子どもが学校にも来ないし、家庭にもいないという情報をどこかで一元管理をして、子どもの近況を素早く見つける仕組みを作ることは可能だと思う。何かが起きてから対処するのではなく、県や市が積極的に対処する仕組みを作り、救える命を救っていただきたい。</p>
	岩田会長	<p>計画の中で数値目標が出ているが、数値は正確であること、実態を反映していることが重要。</p> <p>数値にとらわれず、正直に数を上げることで問題提起や課題を把握することにつながっていくので、数を基に次の課題を明確にしていくとともに、数を慎重に取扱い、現場に混乱を招かないことが重要。</p>
	山本委員	<p>小学校・中学校で発達障がい診療を待っている事案は多々あり、様々な機関と連携しながら、その子に適応の仕方を身に着けさせることが重要である。また、窓口が多々ありどこに相談行ったらよいか判断しづらいため、中心となる機関をつくることは非常に大切。</p> <p>特に3歳～6歳くらいまでの幼少期に発達障がいがあり、対処がなされれば、状況はかなり改善できる。それが2次障がいを起こさず、非行につなげさせない為の大きな要因である。問題を起こす子の多くは発達障がいにより、社会適応がうまくいかず、叱られ続け、自己肯定感が低くなるがために起因するケースが多い。その際、背景にある発達障がいにまったく気づかれないことがあり、早急に力を入れて実施していただきたい。</p>
	岩田会長	<p>ただ今ご指摘があったように、発達障がいの診断は、診断自体が目的ではなく、適切な指導・支援を行うことによって、その子どもが一人の社会人として自立していくことが目的。それゆえに、手当を行うには専門的な知識が学校でも地域社会でも要求される。</p>
	浅野委員	<p>数値目標に関し、立入調査の有害図書区分陳列について、前回の調査より数値が下がっている理由について補足説明があったが、その意味を明確に資料に示してほしい。</p>
	岩田会長	<p>数値が独り歩きし、誤解を招くことは多々あるので、取扱いについては、どういう状況で生じた数値なのか、正確な数を出すとともにしっかりと説明が必要。</p>